2024年度(公財)ジャパンマテリアル国際奨学財団

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 ・対象:ベトナム国籍を有し、2024.4.1時点で30歳以下である、
推薦者数	特に上限なし
学内締切 (厳守)	2023年11月16日(木)17:00 <u>事務室への提出(郵送不可)を上記期限までに行ってください。</u> ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。
提出書類	募集要項の〈応募時に提出する書類〉に記載された以下の 応募書類10点を提出 して〈ださい。 ①: 奨学金申請書 ②: 履歴書 ③: 身上書 ④小論文 ※①~④については財団所定の様式あり、手書きで記入 ⑤: 日本語のコミュニケーション能力に関する書類 (日本語能力に関する試験の成績書のコピー) ・試験の成績書がない場合: 日本語能力評価表 (本財団所定の様式あり) 推薦状を作成してもらった教員に作成を依頼して〈ださい。 ⑥: 外国人登録証明書 または 在留カードのコピー ⑦: 在学証明書 ⑧: 最新の成績証明書 ・修士課程1年生の場合は学部の成績証明書を提出 ・修士課程2年生および博士課程在籍者の場合は学部、大学院の両方の成績証明書を提出 ⑨: 推薦状1通(指導教員による作成、財団所定様式【1枚目は記入不要】) ⑩: 個人情報の取扱いについての同意書(財団所定の様式あり、手書きで記入)
提出先	国際教育事務室(駿河台/和泉/生田)または 中野教育研究支援事務室
注意事項	 (1) 応募に際しては必ず、「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。 (4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。 (5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。 (6) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。 (7) 大学から応募書類を提出後、財団担当者と面談(1時間程度)が予定されています。 (8) 採用が決定した場合、財団指定の銀行口座(三井住友銀行もしくは百五銀行)の口座が必要です。
個人情報の 取り扱いについ て	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報(学籍異動・成績情報を含む)を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 財団奨学金担当(03-3296-4146)isupport@meiji.ac.jp

公益財団法人

ジャパンマテリアル国際奨学財団

Japan Material International Scholarship Foundation

Quỹ Học bổng Quốc tế Japan Material

2024 年度 奨学生 募集要項

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団

2024 年度 奨学生 募集要項

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団は、21世紀の日本とベトナムの 友好親善関係の一層の増進に貢献し、さらにはベトナムの国造りを支える人材の育 成を支援することを目指しております。

今回は 2024 年度の奨学生募集を行ないます。日越両国間の相互理解促進と両国 の発展のために活躍しようとの意欲溢れる、ベトナム国籍の留学生の応募をお待ち しています。

〈応募対象者〉(以下の条件を全て満たす者)

- ① ベトナム国籍を有し、本財団が対象とする日本国内の大学(次頁参照)に、「外国人留学生」(在留資格が「留学」)として在籍する者
- ② 2024年4月1日時点で学部正規課程(2年次以上)、または大学院正規課程(修士課程、博士課程)に在籍する者
- ③ 2024年4月1日現在、年齢が30歳以下であること
- ④ 修学のために経済的援助を必要とし、2024年4月以降、他の奨学金を受給していない者(但し、月額48,000円以下の奨学金〈例:学習奨励費など〉、及び所属大学の学費免除制度と同等の奨学金等は受給可とする)
- ⑤ 学業が優秀であり、かつ人物面で信頼できる者
- ⑥ 日本語のコミュニケーション能力を有する者(日本語能力に関する試験を受験 し、合格していることが望ましい)
- ⑦ 日本とベトナムの友好親善の関係増進に貢献できる者
- ⑧ 以下の奨学生としての義務を果たせる者
 - ・当財団が開催する式典、交流会等にすべて参加すること
 - ・学期ごとに成績証明書を提出すること
 - ・月次報告書を提出すること

〈採用奨学生数〉

40 名程度

〈募集期間〉

2023年11月1日(水)から2023年11月30日(木)まで

(応募書類の受理については 11 月 30 日消印有効とし、それ以後については理由の如何に関わらず受理しない)

〈応募方法〉

本財団は対象大学を通じてのみ、応募を受け付けます(郵送、簡易書留にてお願い します)。留学生からの直接応募は受け付けません

〈2024年度募集時の対象大学、以下の17大学〉

大阪大学、京都大学、慶應義塾大学、神戸大学、筑波大学、東京工業大学、東京大学、豊橋技術科学大学、名古屋工業大学、名古屋大学、一橋大学、法政大学、三重大学、明治大学、横浜国立大学、立命館大学、早稲田大学

〈奨学金の額、奨学金の支給方法など〉

- ・奨学金の額は、総額 120 万円(月額 10 万円)とする(奨学金は給付型であり、 返済の義務はなし。また、大学卒業・大学院修了後の進路については特に条件を 課さず、本人の自由とする)
- ・奨学金の支給期間は、2024年4月から2025年3月までの12か月間 ただし、期間途中に大学卒業・大学院修了の予定があった場合、卒業月・修了月 までとする
- ・支給の時期は、原則として毎月 25 日に奨学生本人の銀行口座(次頁参照)に翌 月分を送金する

〈応募時に提出する書類〉

- 1 奨学金申請書(本財団所定の様式あり、手書きで記入。3か月以内に撮影したカラー ラー写真 縦5cm横4cmを添付)
- 2履歴書(本財団所定の様式あり、手書きで記入)
- 3 身上書(本財団所定の様式あり、手書きで記入)
- |4|小論文(本財団所定の様式あり、日本語とベトナム語にて手書きで記入)
- |5|日本語のコミュニケーション能力に関する書類
 - ・受験している場合:日本語能力に関する試験の成績書のコピー
 - ・試験の成績書がない場合:日本語能力評価表(本財団所定の様式あり)
- 6 外国人登録証明書のコピー、または在留カードのコピー(氏名、住所、在留資格 の確認のため)
- |7||在籍する大学の在学証明書(2024 年4月に大学院に入学する留学生の場合は、 大学院の合格証明書の提出も必要)
- |8||在籍する大学の最新の成績証明書(修士課程1年生の場合は学部の成績証明書を 提出、修士課程2年生および博士課程在籍者の場合は学部、大学院の両方の成績 証明書を提出)
- 9推薦状1通(指導教員等による推薦状、A4版1頁、英語で作成された場合は翻訳付き必須)
- |10||個人情報の取扱いについての同意書(本財団所定の様式あり、手書きで記入)

〈選考方法と採用決定について〉

- ・対象大学より推薦された者について、本財団内に設置する「奨学生選考委員会」 において審査し、その結果を理事会に報告し、理事会が採否の決定を行なう
- ・応募者全員について、2月下旬までに大学宛てに採用の可否を通知する

〈その他〉

- ・応募書類の受け付け後、記入内容確認のため、本財団の担当者と応募者との面談 の機会を設けます(1時間程度)
- ・面談の日時・場所は大学の担当窓口を通じて日程調整をして設定します
- ・応募回数に制限はありませんので、採用または不採用の実績を問わず再度応募い ただけます
- 受給期間の途中に卒業または修了予定があっても応募資格に影響はありません
- ・採用決定者には、奨学金送金のため本財団が指定する銀行(三井住友銀行、また は百五銀行)に口座を開設していただきます
- ・応募書類は返却しません。本財団にて適切に保管、或いは処分します
- ・採用可否の通知時期は前後する場合があります

〈奨学金の打ち切りについて〉

以下の 12 項目のいずれか一つに該当する場合には、奨学金を一時停止、または打ち切り、故意や重大な過失が認められたときは給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります

- ① 応募書類に重大な虚偽記載が判明した場合
- ② 在留資格「留学」を失った場合
- ③ 在籍する大学の学籍を失った場合
- ④ 在籍する大学で処分を受けた場合
- ⑤ 取得単位数が甚だしく少ない、或いは学業成績が甚だしく不良の場合
- ⑥ 在籍大学を休学、または外国留学(交換留学、短期語学留学など)した場合
- ⑦ 連続して30日以上、日本を不在にした場合
- ⑧ 連続して30日以上、大学を欠席した場合
- ⑨ 奨学金を必要としない事由が発生した場合
- ⑩ 本財団の名誉を傷つけた場合
- ① 本財団と連絡が取れなくなった場合
- ② その他、本財団が奨学金を一時停止、または打ち切るに足る理由があると判断した場合

〈問い合わせ・応募書類送付先〉

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団

Office: 〒510-1311 三重県三重郡菰野町永井 3098番 22

Tel: 059-325-7803 Fax: 059-325-7804

Email: jimukyoku@j-foundation.or.jp